

令和8年度

滑山国有林外森林整備事業(造林・保護)

及び保護林整備・保全対策事業

閱 覧 図 書

添付書類

- (1) 契約書(案)
- (2) 近畿中国森林管理局作業仕様書
- (3) 当該請負事業に関連して公表する情報
- (4) 入札者注意書

近畿中国森林管理局
山口森林管理事務所

森林整備事業請負契約書（案）



- 1 事業名 滑山国有林外森林整備事業（造林・保護）及び保護林整備・保全対策事業
- 2 事業場所 山口県山口市徳地 滑山国有林外（別紙図面のとおり）
- 3 事業量 別紙事業内訳書のとおり
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から
令和8年12月10日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額 金 円也)

〔注〕「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、請負金額に10/110を乗じて得た額である。

() の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

- 6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払い	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払い		第35条第4項
○	部分払い	1回 以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

- 7 利用物件及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
該当なし				

8 特約事項

(1) 請負代金は近畿中国森林管理局において支払うものとする。

(2) 暴力団排除に関する特約条項は、別紙1のとおり。

(3) 下刈切損の損害賠償については、別紙2のとおり。

(4) その他特記仕様書は、別紙3のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年3月27日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を締結している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 山口県山口市野田 35-1
分任支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局
山口森林管理事務所 印

請負者 住 所
氏 名 印

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

下刈切損の損害賠償

- 1 下刈作業において乙が切損した苗木の切損率が次の 3 に定める許容切損率を超える場合は、甲は損害賠償の請求をすることができる。
- 2 賠償額は甲の定める賠償基準により計算した額とする。
- 3 苗木の許容切損率は次のとおりとする。

林齢	1 年	2 年	3 年	4 年以上
許容切損率	3 %	3 %	2 %	1 %

- 4 林齢 1 年とは、前年度の秋から当年度の春までに植栽したもの、以下これを基準に林齢を見る。
- 5 切損とは、樹幹を完全に切断したもの又は切断により生育が著しく阻害されるものをいう。

特記仕様書

(アフリカ豚熱 (ASF) 対策)

- 1 山林での作業用の靴の履き分けや下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
- 2 アフリカ豚熱 (ASF) 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。また、府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、契約約款第20条に基づき事業を一時中止または解除する可能性がある。

事業内訳書

森林事務所	作業種	事業期間	国有林	林小班	記番	数量 (ha,km,本)	摘要	
徳地	下刈 (1回刈)	令和8年10月1日～ 令和8年12月10日	滑山	10ろ	1	0.59	全刈 林齢6	
			滑山	10ほ	2	1.16	全刈 林齢6	
			滑山	11ほ1	3	0.16	全刈 林齢6	
			滑山	11ほ2	4	0.97	全刈 林齢6	
			滑山	11へ	5	1.34	全刈 林齢6	
			滑山	11ち	6	1.02	全刈 林齢6	
			滑山	11ね	7	0.26	全刈 林齢6	
			滑山	24ほ3	8	1.39	全刈 林齢4	
			滑山	24ほ4	9	1.70	全刈 林齢4	
			滑山	24ほ5	10	2.01	全刈 林齢4	
			滑山	24ほ6	11	1.12	全刈 林齢4	
			滑山	24ほ7	12	1.06	全刈 林齢4	
			滑山	31ろ2	13	2.84	全刈 林齢3	
			計					
	刈出	契約締結日の翌日～ 令和8年8月28日	滑山	15ろ (刈出区1)	1	0.02		
	滑山		15ろ (刈出区2)	2	0.01			
	滑山		15ろ (刈出区3)	3	0.07			
	滑山		15ろ (刈出区4)	4	0.02			
	滑山		15ろ (刈出区5)	5	0.55			
	計						0.67	
歩道修理	契約締結日の翌日～ 令和8年8月28日	滑山	15ろ	1	1.08			
計						1.08		
伐倒・集積	契約締結日の翌日～ 令和8年11月30日	滑山	15ろ	1	45	材積6.37m ³		
計						45		
カシノナガ キクイムシ 駆除 (伐倒・集積)	契約締結日の翌日～ 令和8年6月26日	滑山	15い3	1	3	材積5.76m ³		
		滑山	15ろ	2	7	材積7.34m ³		
		笠戸島	48へ1	3	4	材積0.44m ³		
計						14		

伐倒・集積対象木明細表

通し 番号	テープ ナンバー	国有林	林小班	記番	樹種	胸高直径 (cm)	樹高 m	材積(m ³)			
								樹幹	枝条	根株	合計
1	951	滑山	15ろ	1	コナラ	34	14	0.51	0.08	0.04	0.63
2	952	滑山	15ろ	1	アセビ	26	5	0.10	0.02	0.01	0.13
3	953	滑山	15ろ	1	コナラ	26	14	0.32	0.05	0.02	0.39
4	954	滑山	15ろ	1	コナラ	20	9	0.13	0.02	0.01	0.16
5	955	滑山	15ろ	1	ソヨゴ	16	6	0.06	0.01	0.00	0.07
6	956	滑山	15ろ	1	ソヨゴ	16	5	0.05	0.01	0.00	0.06
7	957	滑山	15ろ	1	ソヨゴ	6	5	0.01	0.00	0.00	0.01
8	958	滑山	15ろ	1	カシ	12	6	0.04	0.01	0.00	0.05
9	959	滑山	15ろ	1	ソヨゴ	14	5	0.04	0.01	0.00	0.05
10	960	滑山	15ろ	1	アセビ	10	3	0.01	0.00	0.00	0.01
11	961	滑山	15ろ	1	カシ	24	10	0.19	0.03	0.01	0.23
12	962	滑山	15ろ	1	リョウブ	12	5	0.03	0.00	0.00	0.03
13	963	滑山	15ろ	1	リョウブ	12	5	0.03	0.00	0.00	0.03
14	964	滑山	15ろ	1	ソヨゴ	8	7	0.02	0.00	0.00	0.02
15	965	滑山	15ろ	1	ソヨゴ	24	7	0.13	0.02	0.01	0.16
16	966	滑山	15ろ	1	ソヨゴ	14	7	0.05	0.01	0.00	0.06
17	967	滑山	15ろ	1	アセビ	16	5	0.05	0.01	0.00	0.06
18	968	滑山	15ろ	1	コナラ	22	14	0.24	0.04	0.02	0.30
19	969	滑山	15ろ	1	アセビ	14	5	0.04	0.01	0.00	0.05
20	970	滑山	15ろ	1	ハゼ	8	5	0.02	0.00	0.00	0.02
21	971	滑山	15ろ	1	コナラ	34	15	0.55	0.08	0.04	0.67
22	972	滑山	15ろ	1	コナラ	24	10	0.19	0.03	0.01	0.23
23	973	滑山	15ろ	1	コナラ	20	10	0.14	0.02	0.01	0.17
24	974	滑山	15ろ	1	カシ	12	7	0.04	0.01	0.00	0.05
25	975	滑山	15ろ	1	ネジキ	8	7	0.02	0.00	0.00	0.02

伐倒・集積対象木明細表

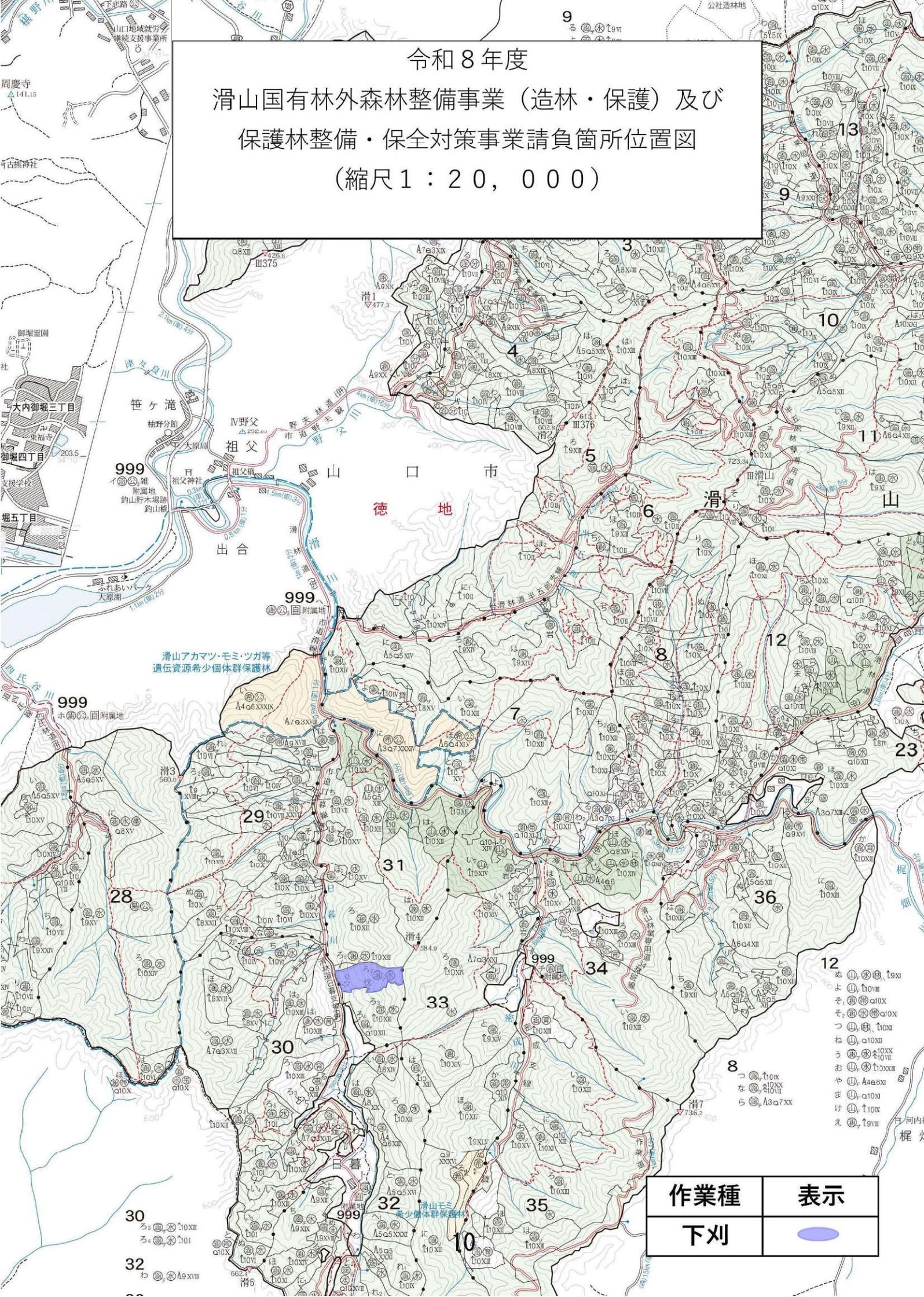
通し 番号	テープ ナンバー	国有林	林小班	記番	樹種	胸高直径 (cm)	樹高 m	材積(m ³)			
								樹幹	枝条	根株	合計
26	976	滑山	15ろ	1	コナラ	28	18	0.48	0.07	0.03	0.58
27	977	滑山	15ろ	1	コナラ	26	15	0.34	0.05	0.02	0.41
28	978	滑山	15ろ	1	リョウブ	8	10	0.03	0.00	0.00	0.03
29	979	滑山	15ろ	1	リョウブ	14	10	0.08	0.01	0.01	0.10
30	980	滑山	15ろ	1	リョウブ	20	10	0.14	0.02	0.01	0.17
31	981	滑山	15ろ	1	リョウブ	8	10	0.03	0.00	0.00	0.03
32	982	滑山	15ろ	1	リョウブ	10	10	0.04	0.01	0.00	0.05
33	983	滑山	15ろ	1	リョウブ	6	15	0.02	0.00	0.00	0.02
34	984	滑山	15ろ	1	アセビ	10	15	0.06	0.01	0.00	0.07
35	985	滑山	15ろ	1	アセビ	10	12	0.05	0.01	0.00	0.06
36	986	滑山	15ろ	1	アセビ	12	5	0.03	0.00	0.00	0.03
37	987	滑山	15ろ	1	アセビ	12	4	0.02	0.00	0.00	0.02
38	988	滑山	15ろ	1	アセビ	10	4	0.02	0.00	0.00	0.02
39	989	滑山	15ろ	1	アセビ	10	4	0.02	0.00	0.00	0.02
40	990	滑山	15ろ	1	アセビ	12	4	0.02	0.00	0.00	0.02
41	991	滑山	15ろ	1	アセビ	14	4	0.03	0.00	0.00	0.03
42	992	滑山	15ろ	1	コナラ	32	16	0.53	0.08	0.04	0.65
43	993	滑山	15ろ	1	コナラ	22	12	0.20	0.03	0.01	0.24
44	994	滑山	15ろ	1	リョウブ	10	5	0.02	0.00	0.00	0.02
45	996	滑山	15ろ	1	他L	20	8	0.11	0.02	0.01	0.14
							計	5.28	0.78	0.31	6.37

カシノナガキクイムシ駆除(伐倒・集積)対象木明細表

通し 番号	テープ ナンバー	国有林	林小班	記番	樹種	胸高直 径(cm)	樹高 m	材積(m ³)				摘要
								樹幹	枝条	根株	合計	
1	956	滑山	15い3	1	コナラ	76	15	2.25	0.34	0.16	2.75	枯損木
2	957	滑山	15い3	1	コナラ	44	13	0.74	0.11	0.05	0.90	生立木
3	966	滑山	15い3	1	コナラ	58	18	1.73	0.26	0.12	2.11	生立木
							計	4.72	0.71	0.33	5.76	
4	954	滑山	15ろ	2	コナラ	60	17	1.72	0.26	0.12	2.10	生立木
5	955	滑山	15ろ	2	コナラ	76	14	2.08	0.31	0.15	2.54	枯損木
6	961	滑山	15ろ	2	コナラ	32	15	0.50	0.08	0.04	0.62	生立木
7	962	滑山	15ろ	2	コナラ	28	14	0.36	0.05	0.03	0.44	生立木
8	963	滑山	15ろ	2	コナラ	38	14	0.62	0.09	0.04	0.75	生立木
9	964	滑山	15ろ	2	コナラ	22	12	0.20	0.03	0.01	0.24	生立木
10	965	滑山	15ろ	2	コナラ	32	16	0.53	0.08	0.04	0.65	生立木
							計	6.01	0.90	0.43	7.34	
11	971	笠戸島	48へ1	3	シイ	16	6	0.06	0.01	0.00	0.07	生立木
12	972	笠戸島	48へ1	3	シイ	20	7	0.10	0.02	0.01	0.13	枯損木
13	973	笠戸島	48へ1	3	シイ	20	8	0.11	0.02	0.01	0.14	枯損木
14	974	笠戸島	48へ1	3	シイ	18	7	0.08	0.01	0.01	0.10	生立木
							計	0.35	0.06	0.03	0.44	

合計 11.08 1.67 0.79 13.54

令和8年度
滑山国有林外森林整備事業（造林・保護）及び
保護林整備・保全対策事業請負箇所位置図
（縮尺1：20,000）



作業種	表示
下刈	

事業実施計画図

年度策定の
内1片
管理事務所

三野口山
△580.15

14
ふ ㊦ ㊧ ㊨ ㊩ ㊪ ㊫ ㊬ ㊭ ㊮ ㊯ ㊰ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

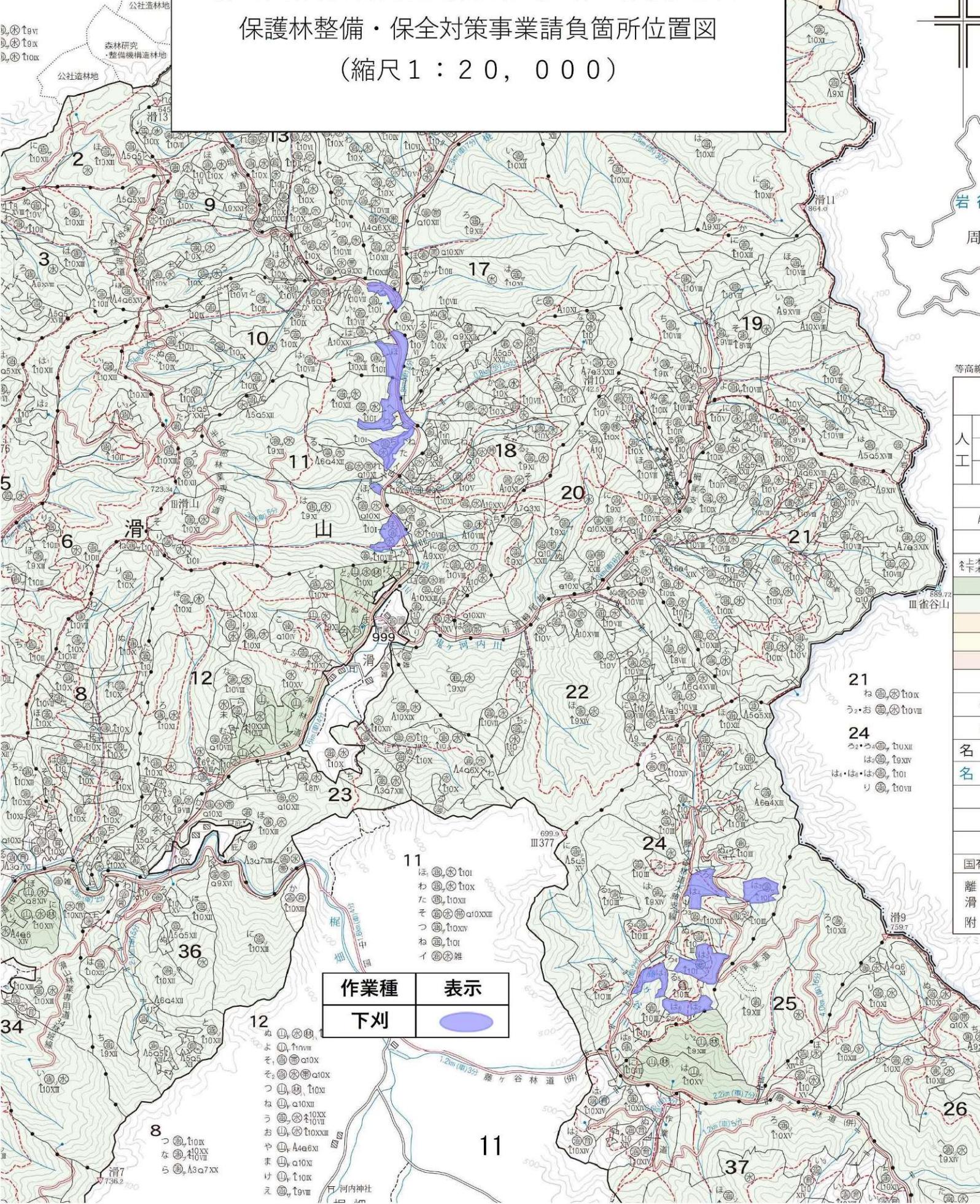
徳地 柚木

令和8年度

滑山国有林外森林整備事業（造林・保護）及び

保護林整備・保全対策事業請負箇所位置図

（縮尺1：20,000）



作業種	表示
下刈	㊦

8 つ ㊦ ㊧ ㊨ ㊩ ㊪ ㊫ ㊬ ㊭ ㊮ ㊯ ㊰ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

11

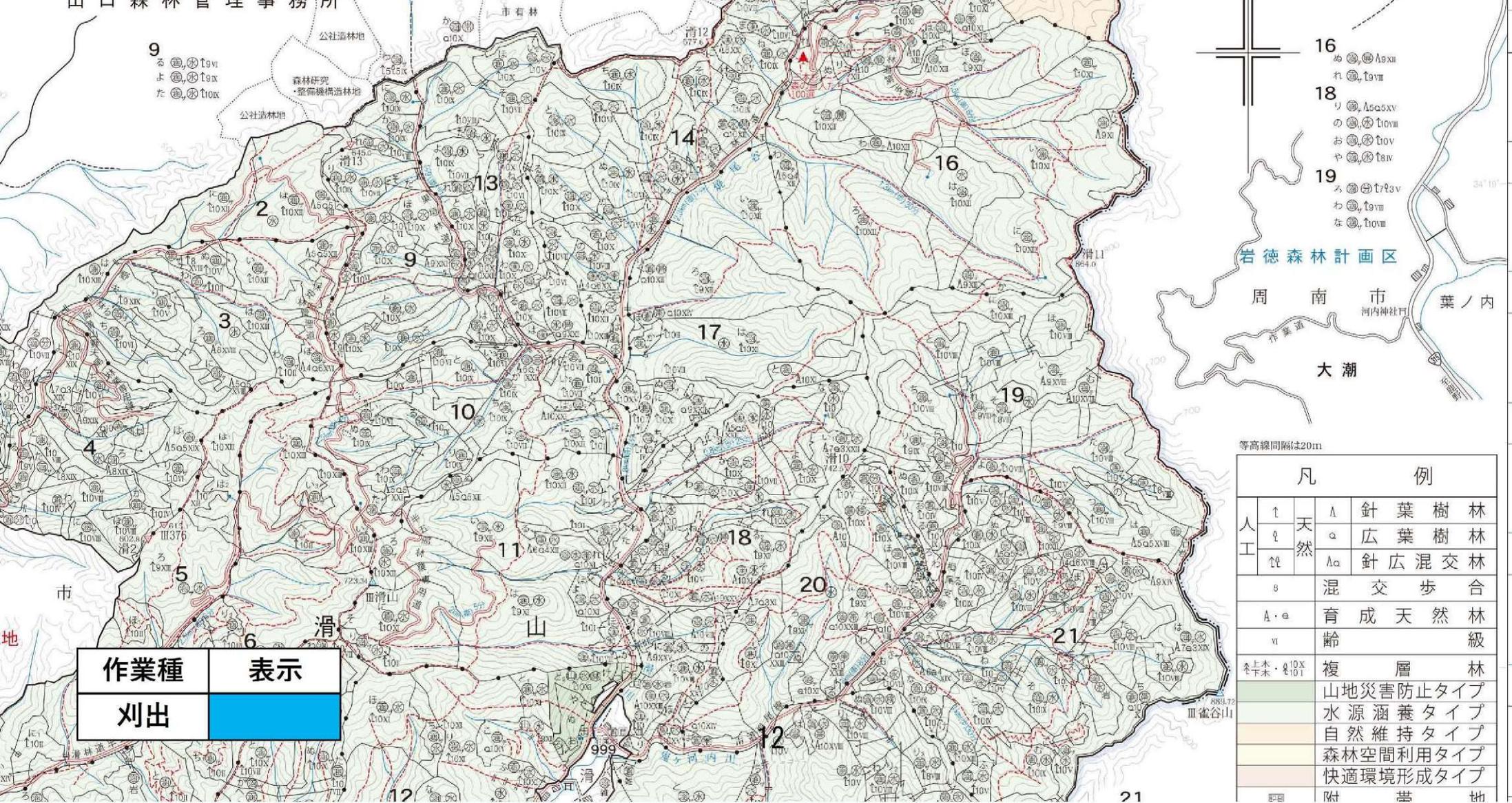
等高線
人工
名
国
離滑附

芦田・佐波川広域流域森林計画区

山口森林計 国有林野施業実

令和 8 年度
滑山国有林外森林整備事業（造林・保護）及び
保護林整備・保全対策事業請負箇所位置図
（縮尺 1 : 20, 000）

令和 6 年度 策定
全 2 片の内 1 片
山口森林管理事務所



9
る ⑨, ⑩, ⑪, ⑫
よ ⑬, ⑭, ⑮, ⑯
た ⑰, ⑱, ⑲, ⑳

14
ふ ⑳, ㉑, ㉒, ㉓, ㉔, ㉕
こ ㉖, ㉗, ㉘, ㉙, ㉚, ㉛

16
ぬ ㉜, ㉝, ㉞, ㉟
れ ㊱, ㊲, ㊳
18
り ㊴, ㊵, ㊶, ㊷, ㊸, ㊹
の ㊺, ㊻, ㊼, ㊽, ㊾, ㊿
お ㋀, ㋁, ㋂, ㋃, ㋄, ㋅
や ㋆, ㋇, ㋈, ㋉
19
ろ ㋊, ㋋, ㋌, ㋍, ㋎, ㋏
わ ㋐, ㋑, ㋒, ㋓, ㋔, ㋕, ㋖, ㋗
な ㋘, ㋙, ㋚, ㋛, ㋜, ㋝, ㋞, ㋟

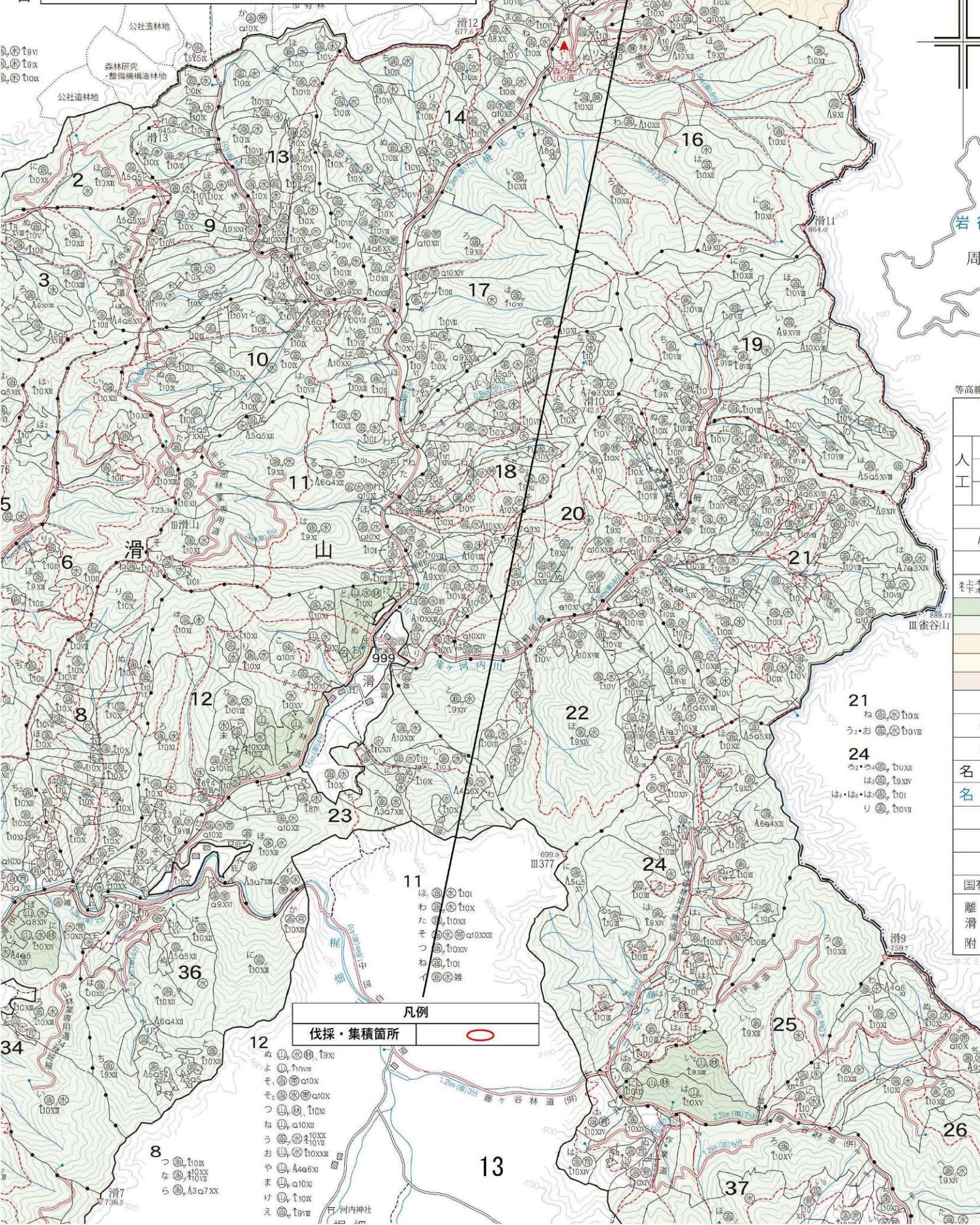
等高線間隔は20m

凡		例	
人	↑	△	針葉樹林
	↓	○	広葉樹林
工	㊱	△○	針広混交林
	㊲	○△	混交歩合
	㊳		育成天然林
	㊴		齢
	㊵		複層林
	㊶		山地災害防止タイプ
	㊷		水源涵養タイプ
	㊸		自然維持タイプ
	㊹		森林空間利用タイプ
	㊺		快適環境形成タイプ
	㊻		附帯地

作業種	表示
刈出	

令和8年度

滑山国有林森林整備事業（造林）及び保護林整備・
保全対策事業請負箇所位置図
（縮尺1：20,000）



滑山アオマツ・ブナ・コナラ等
道伝養原希少個体群保護林

公社造林地
森林研究・整備機構造林地
公社造林地

等高線
人工
名
国
離滑附

凡例	
伐採・集積箇所	

- ぬ 山, 山, 山
- ぬ 山, 山, 山
- そ 山, 山, 山
- そ 山, 山, 山
- つ 山, 山, 山
- ね 山, 山, 山
- う 山, 山, 山
- お 山, 山, 山
- や 山, 山, 山
- ま 山, 山, 山
- け 山, 山, 山
- え 山, 山, 山

11
ほ 山, 山, 山
わ 山, 山, 山
た 山, 山, 山
そ 山, 山, 山
つ 山, 山, 山
ね 山, 山, 山
い 山, 山, 山

21
ね 山, 山, 山
う 山, 山, 山
24
う 山, 山, 山
は 山, 山, 山
は 山, 山, 山
り 山, 山, 山

13

26

8

つ 山, 山, 山
な 山, 山, 山
ら 山, 山, 山

滑9
739.7

699.9
III377

999

滑11
894.9

滑12
677.6

滑13

37

34

5

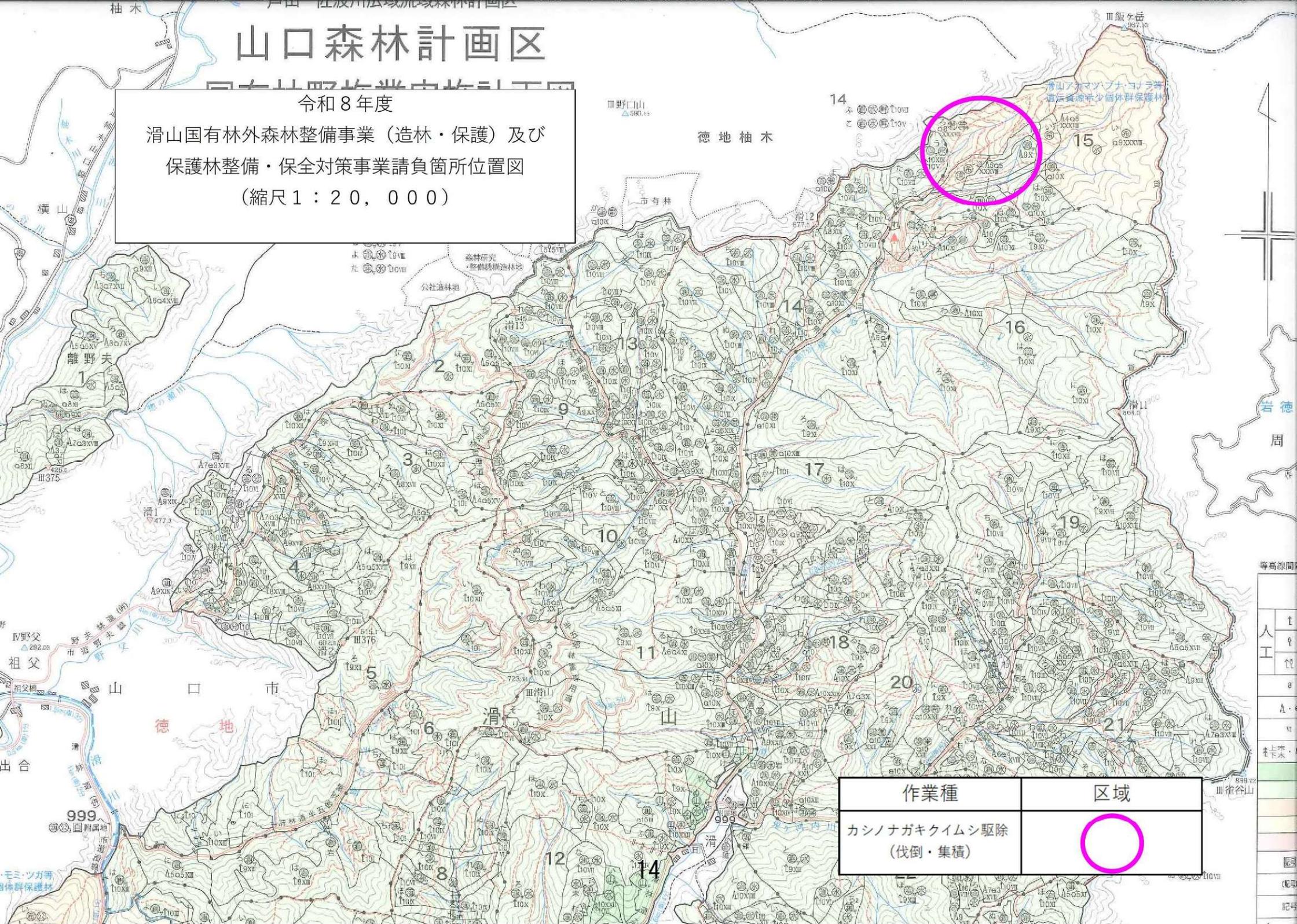
3

2

岩
周

山口森林計画区

令和8年度
滑山国有林外森林整備事業（造林・保護）及び
保護林整備・保全対策事業請負箇所位置図
（縮尺1：20,000）



作業種	区域
カシノナガキタイムシ駆除 （伐倒・集積）	



徳山林計画区

大野施掌室施計画図

令和8年度

滑山国有林外森林整備事業（造林・保護）及び
保護林整備・保全対策事業請負箇所位置図
（縮尺1：20,000）

和 3
3 片
口 森 林

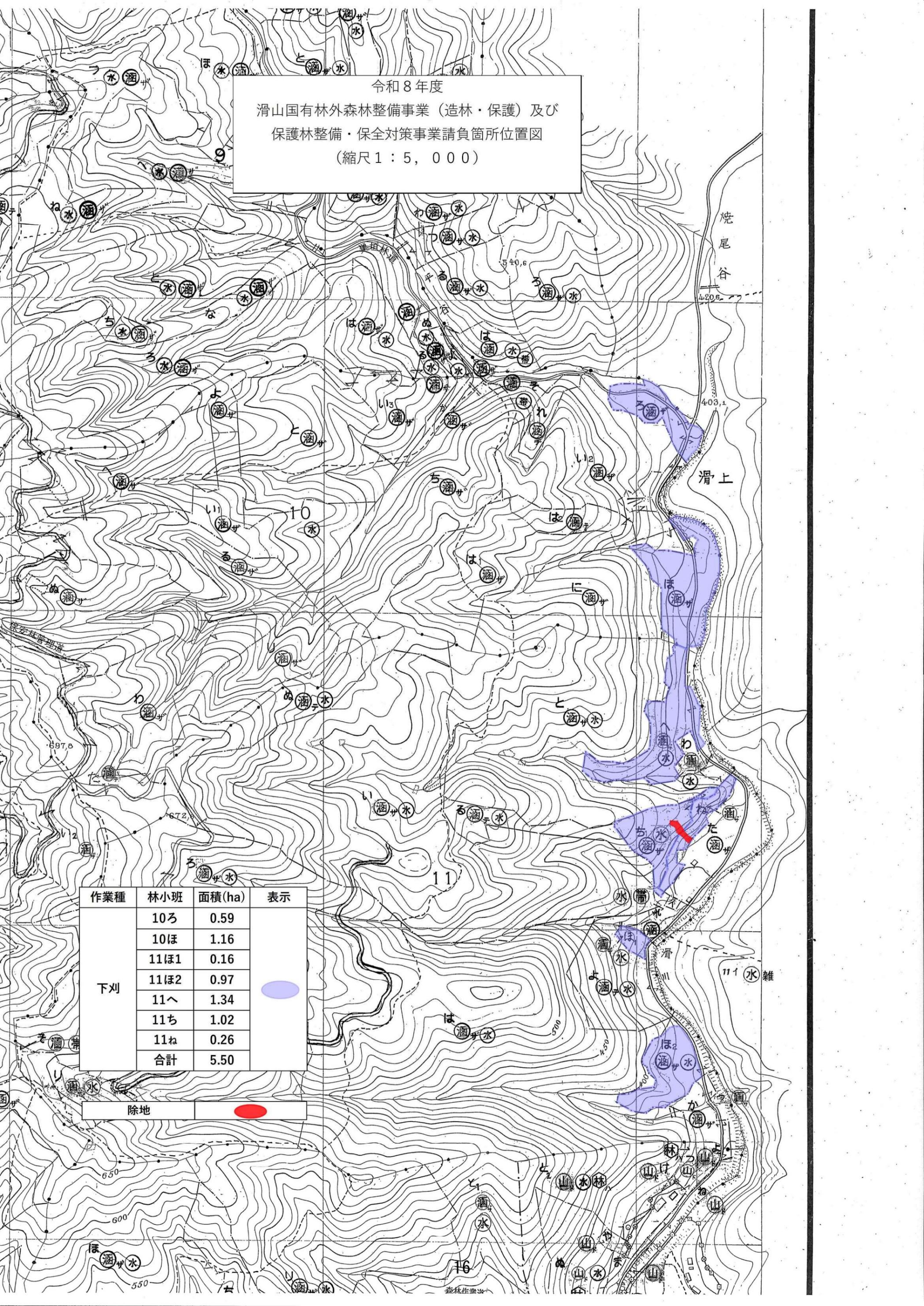


作業種	区域
カシナガキタイムシ駆除 (伐倒・集積)	

管理事務所 27km(車)40分、徳地(森)
等高線間隔:20m ネズミ色の座標値は世界測地系

凡		例	
人工	↑	Λ	針葉樹林
	♀	α	広葉樹林
天然	↑♀	Λα	針広混交林
	♂		混交歩合
	Λ・α		育成天然林
	ν		齢級
	♂上ホ・♀10X		複層林
			山地災害防止タイプ
			水源涵養タイプ
			自然維持タイプ
			森林空間利用タイプ
			快適環境形成タイプ
			附帯地

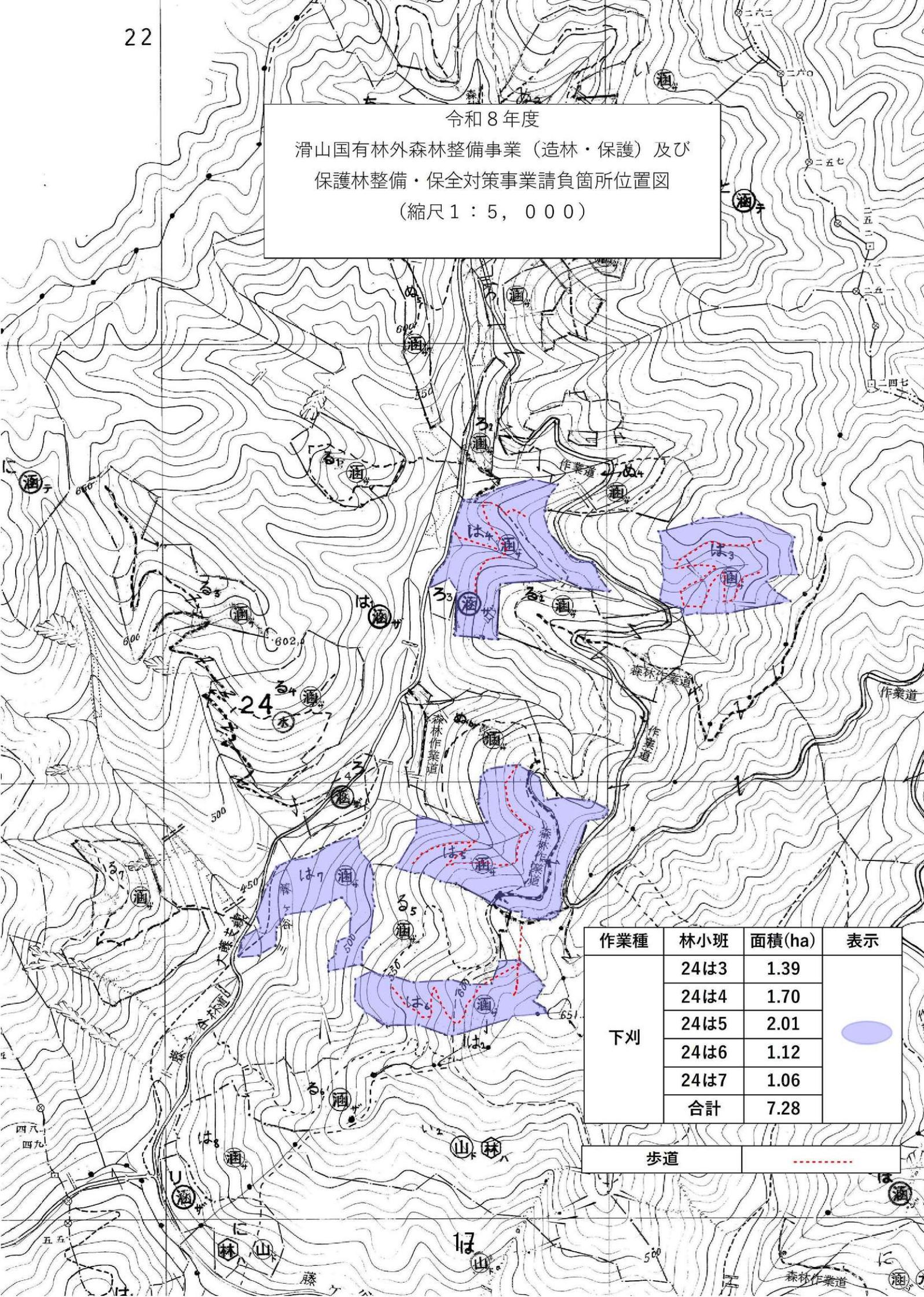
令和8年度
 滑山国有林外森林整備事業（造林・保護）及び
 保護林整備・保全対策事業請負箇所位置図
 （縮尺1：5,000）



作業種	林小班	面積 (ha)	表示
下刈	10ろ	0.59	●
	10ほ	1.16	
	11ほ1	0.16	
	11ほ2	0.97	
	11へ	1.34	
	11ち	1.02	
	11ね	0.26	
	合計	5.50	

除地 ●

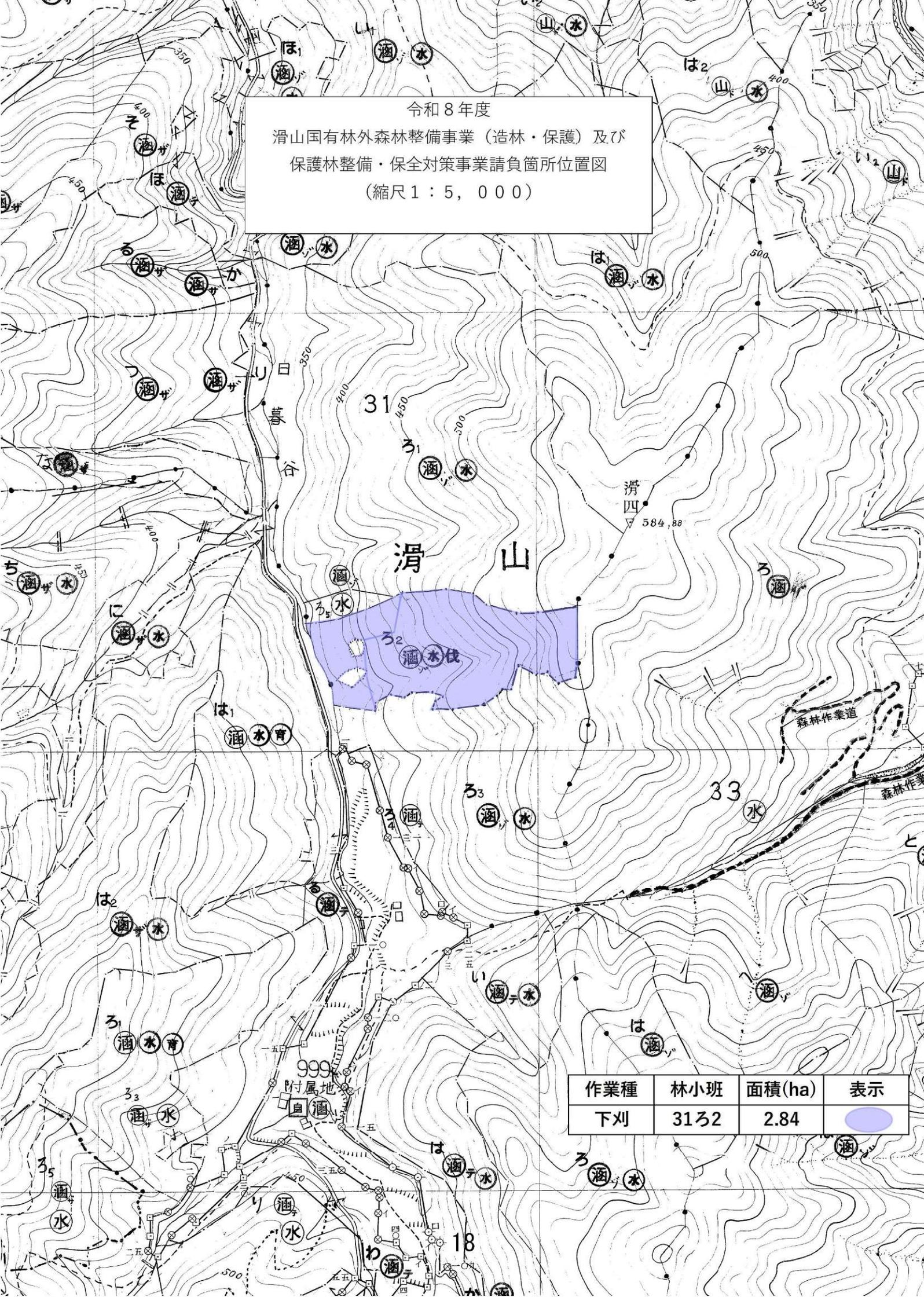
令和 8 年度
 滑山国有林外森林整備事業（造林・保護）及び
 保護林整備・保全対策事業請負箇所位置図
 （縮尺 1 : 5, 000）



作業種	林小班	面積(ha)	表示
下列	24は3	1.39	
	24は4	1.70	
	24は5	2.01	
	24は6	1.12	
	24は7	1.06	
	合計	7.28	

歩道 

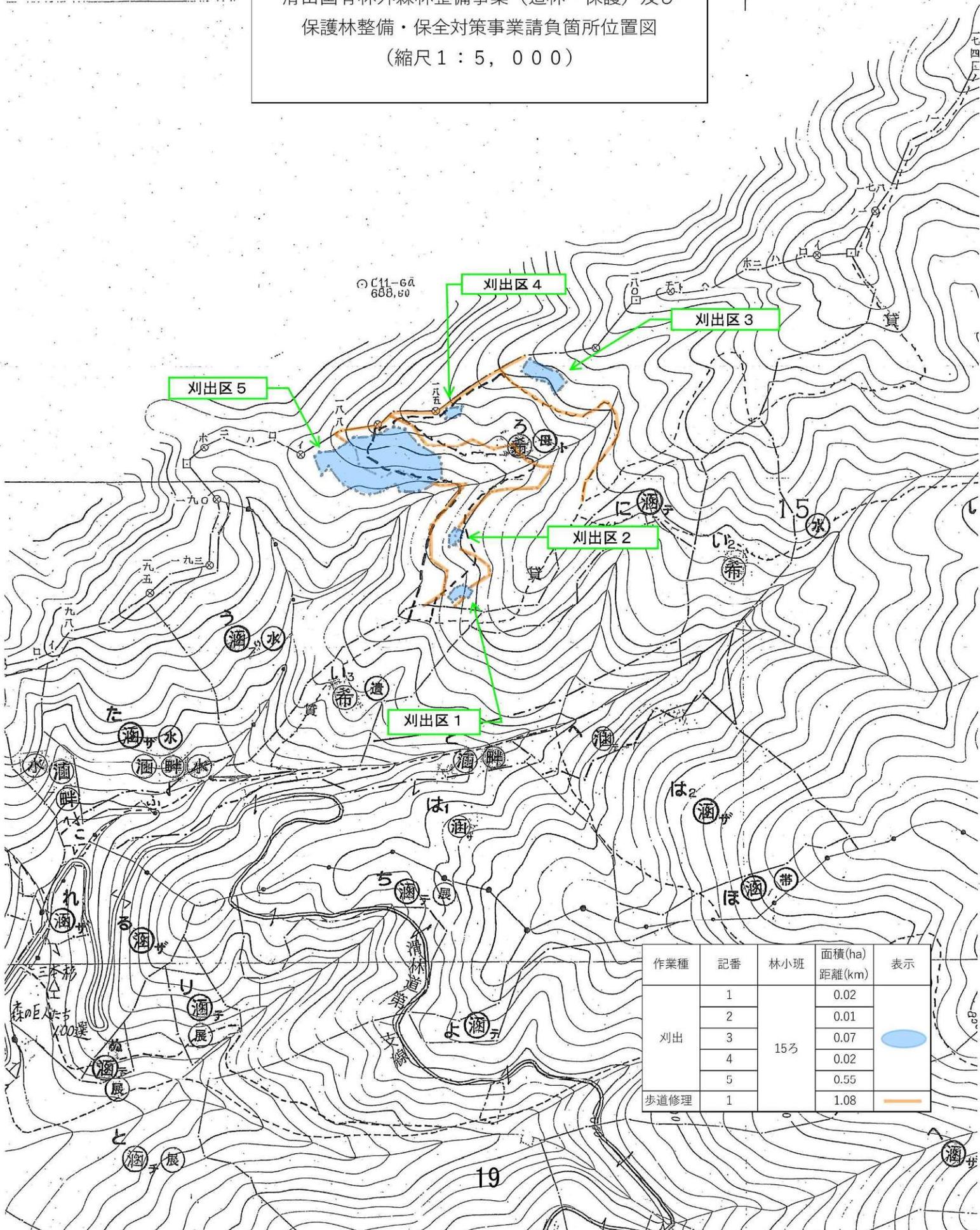
令和8年度
 滑山国有林外森林整備事業（造林・保護）及び
 保護林整備・保全対策事業請負箇所位置図
 （縮尺1：5,000）



作業種	林小班	面積(ha)	表示
下刈	31ろ2	2.84	

有林森林計画図 山口森林管理

令和8年度
 滑山国有林外森林整備事業（造林・保護）及び
 保護林整備・保全対策事業請負箇所位置図
 （縮尺1：5,000）

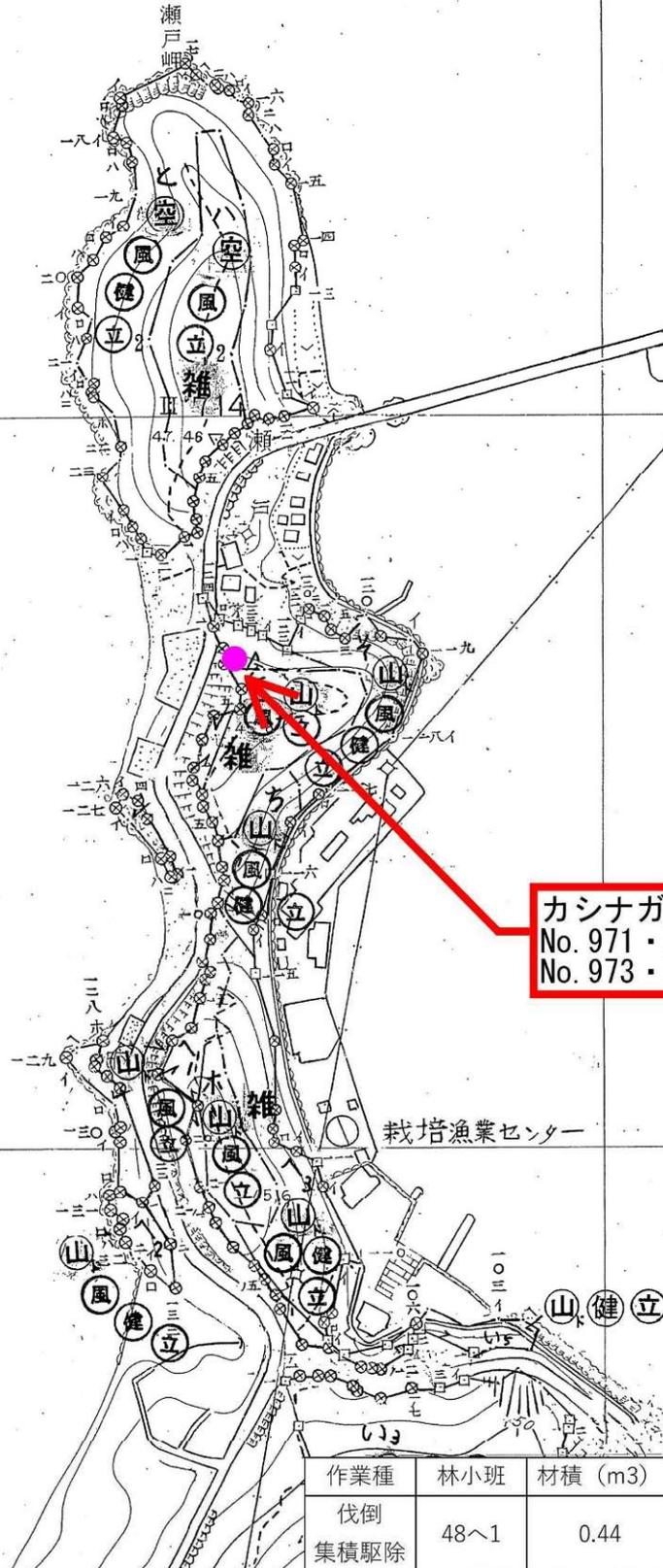


作業種	記番	林小班	面積(ha) 距離(km)	表示
刈出	1	15ろ	0.02	
	2		0.01	
	3		0.07	
	4		0.02	
	5		0.55	
歩道修理	1		1.08	

令和8年度

滑山国有林外森林整備事業（造林・保護）及び
保護林整備・保全対策事業請負箇所位置図

（縮尺1：5,000）



作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上の休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

下刈仕様書
(全刈)

(刈払上の注意等)

- 1 1回刈、2回刈を一括契約した場合、1回刈終了後に直ちに部分検査を受けなければならない。
- 2 刈払に際しては、造林木を中心として外側方向に刈払うものとし、造林木を損傷しないよう特に注意する。
- 3 ササ、雑草木、つる類の繁茂により造林木に損傷を与えるおそれのある箇所については、造林木の位置を確認した後、刈払を行う。
- 4 造林木がないか造林木があっても健全な生長が見込めない箇所は、そのまま天然更新木を保残する。ただし、周囲に伸長し、造林木の生長に支障となるものは適宜刈払う。

刈出仕様書

- 1 刈払に当たっては、アカマツ及び高木性広葉樹の幼稚樹（以下「幼稚樹」という。）の位置を確認し、幼稚樹の生長に支障となる地表植生（ササ、雑草木、つる類）を、幼稚樹の樹高に応じ、生長に支障のない高さで刈払う。
- 2 幼稚樹に巻きついているつる類は、根元から切断し、幼稚樹の生長に支障とならないよう取り除く。
- 3 刈払いに際しては、幼稚樹を中心として外側方向に刈り払うものとし、幼稚樹を損傷しないよう特に注意する。
- 4 幼稚樹がない箇所は、発芽に必要な照度を確保するため全刈を行う。
- 5 その他必要事項については監督職員の指示に従うこと。

歩道修理仕様書

(線の標示)

- 1 歩道修理の線は、設計図書に図示した線とする。

(歩道修理の要領)

- 2 歩道の幅員は50cmを標準とし、崩上・洗掘等により50cm未満となっている箇所についてはクワ等を用いて修理すること。また、傾斜が急で歩行困難な箇所は、監督員の指示よりクワ等で階段状に修理すること。
- 3 通行に支障となるササ、雑草、灌木等雑草木の刈払を行うこと。歩道周辺の刈払幅は、1 m以上とする。また、刈払った切断面は鋭利なまま放置しないこと。
- 4 歩道上への倒木は鋸断して撤去すること。
- 5 その他技術的事項に関しては監督職員の指示に従うこと。

伐採・集積仕様書

(処理対象木等の表示等)

- 1 伐倒木はナンバーテープにより表示している。

(伐採・集積作業)

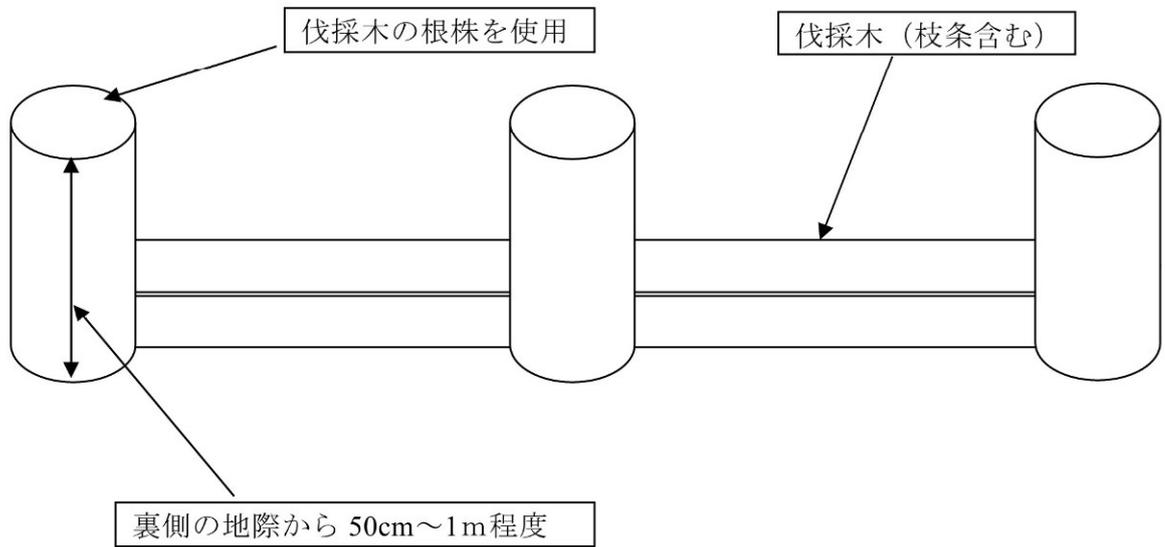
- 2 山側の地際から 50cm～1 m 程度の高さに伐採すること。伐倒木は集積しやすい長さに玉切り、枝払いを行い、転落等を防止するため集積（棚積）には万全の措置を講ずること。集積（棚積）方法は別図 1 及び 2 のとおりとする。現地の状況により、やむを得ない場合は、監督職員と協議すること。滑落しないよう必要に応じてロープ等で固定すること。
- 3 かかり木とならないよう完全に伐倒するとともに、別図 2 のとおり、地かきを行う事ができるよう集積（棚積）すること。
- 4 伐倒方向は安全な方向とすること。

(その他)

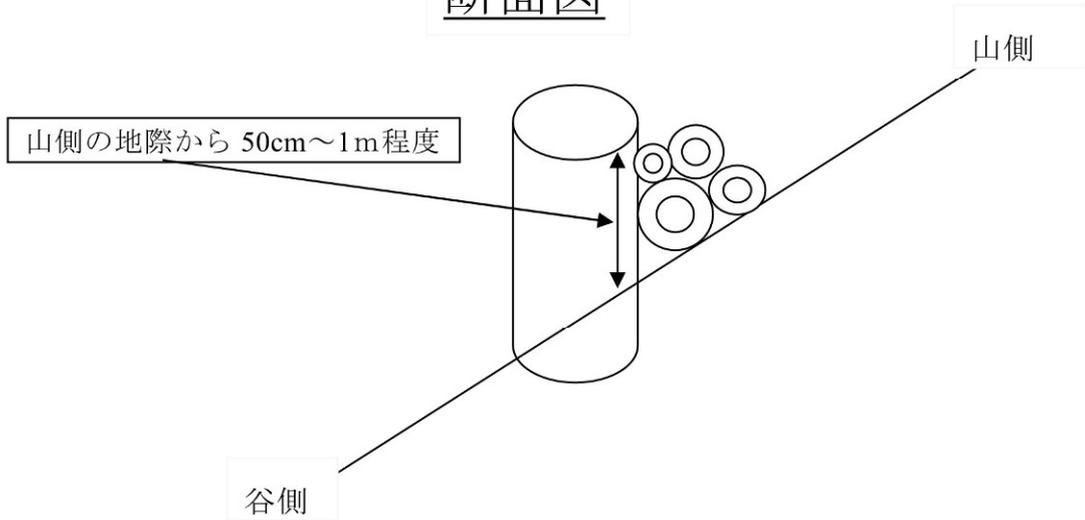
- 5 伐倒作業中は、遊歩道の通行止めを行い、歩行者の安全確保に努めること。
- 6 本作業について、事業地周辺の住民に作業内容等を事前に説明する必要がある場合は、監督職員に報告の上、誠意を持って対応すること。
- 7 その他技術的事項に関しては、監督職員の指示に従うこと。

(別図 1)

正面図

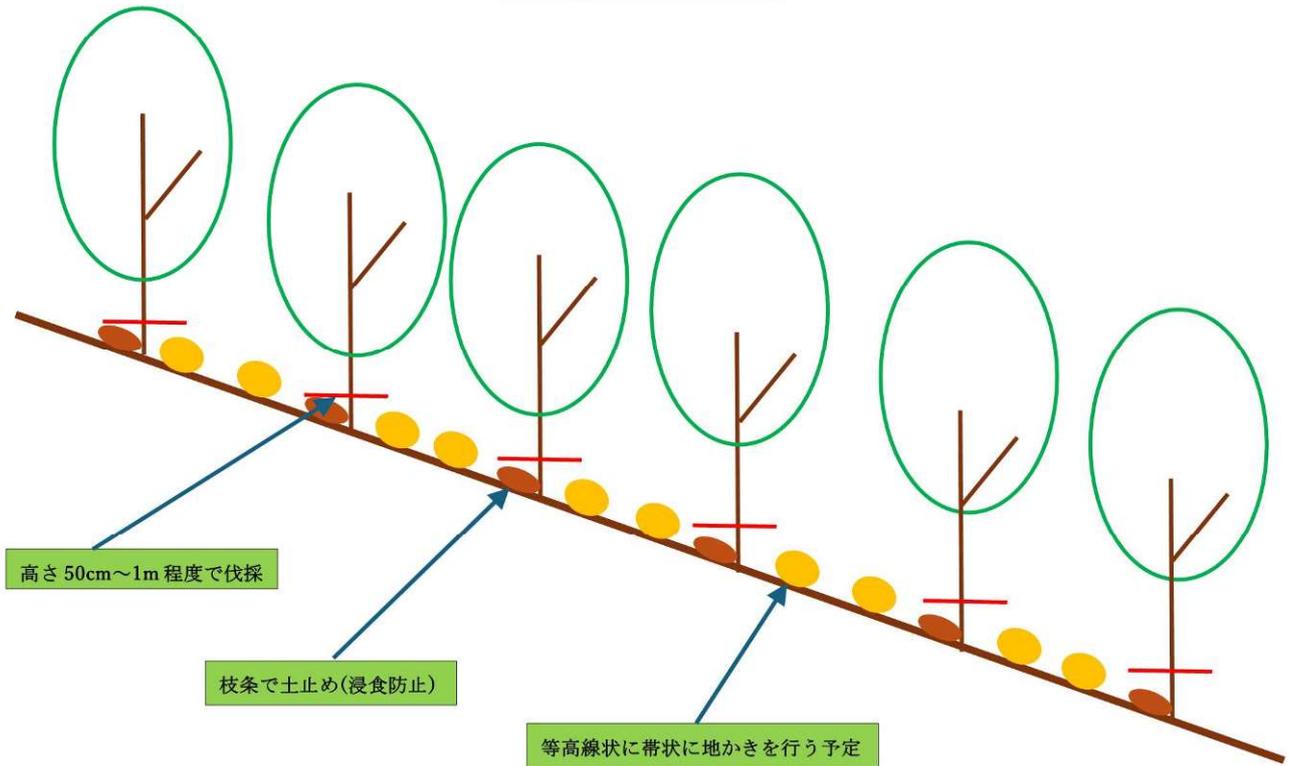


断面図

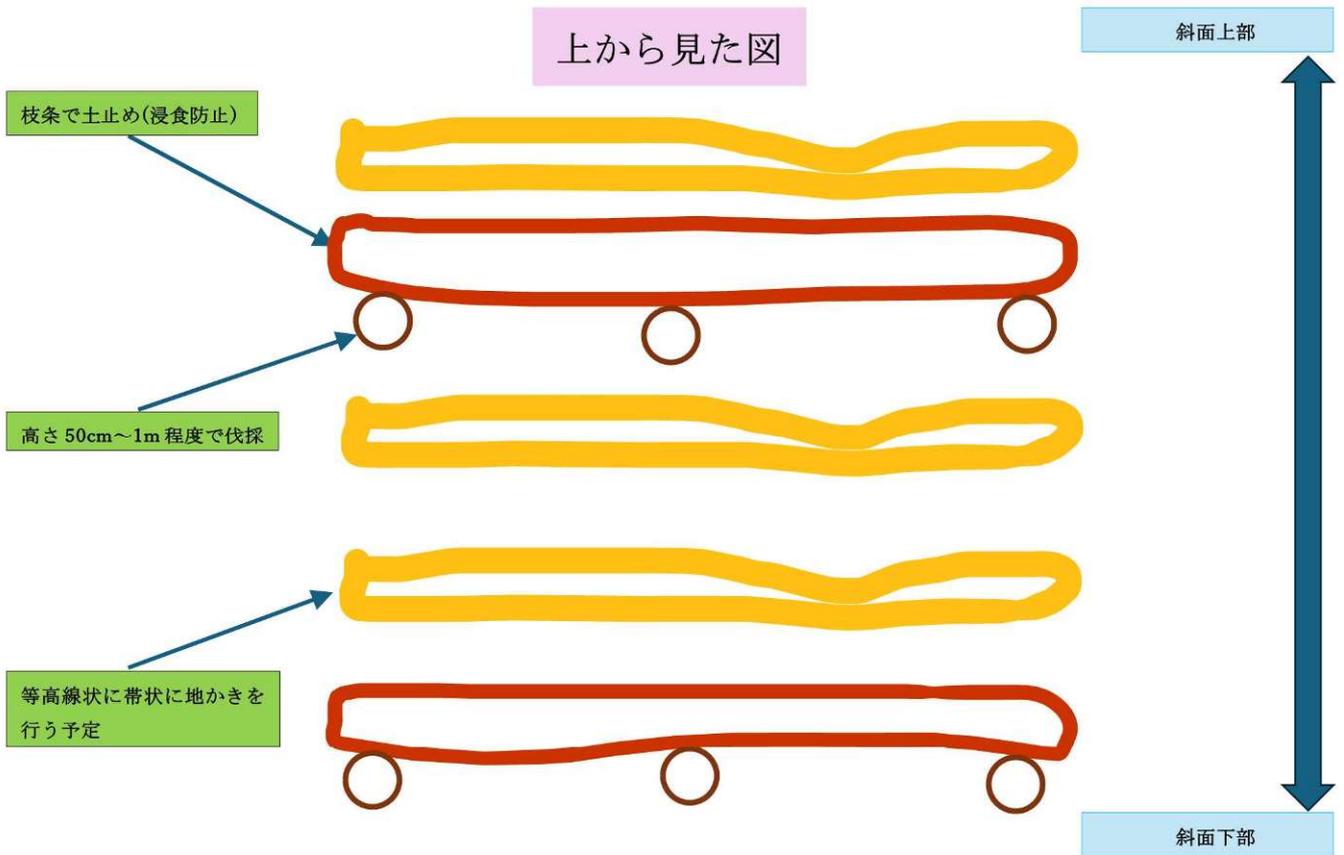


(別図2)

横から見た図



上から見た図



カシノナガキクイムシ駆除（伐倒、集積駆除）仕様書

- 1 被害木の標示を十分確認すること。
- 2 伐倒方向は安全な方向とし、下流での被害防止のため、沢等への伐倒は避けること。
伐倒にあつては、かかり木の除去等を行い、残存木の保護に万全を期すること。
- 3 粘着資材貼付対象は、根株・樹幹部分及び末木枝条とし、もれのないよう実施すること。
- 4 降雨中、降雨直後に降雨が予想される場合、並びに強風の場合は、実施を行わないこと。
- 5 請負者は、事業日報に資材の使用量並びに処理数量（材積）を明確に記入し、必要に応じ監督職員に提示し、事業終了後はこれとともに別紙様式の作業記録報告書を森林管理事務所長（監督職員経由）に提出すること。

（伐倒作業）

- 6 伐倒方向は安全な方向とし、下流での被害防止のため、沢等への伐倒は避けること。
かかり木の除去等を行い、残存木の保護に万全を期すること。
- 7 樹幹、末木枝条は原則として集積しやすい長さ0.5～1.5m程度に玉切ること。

（地ならし・集積）

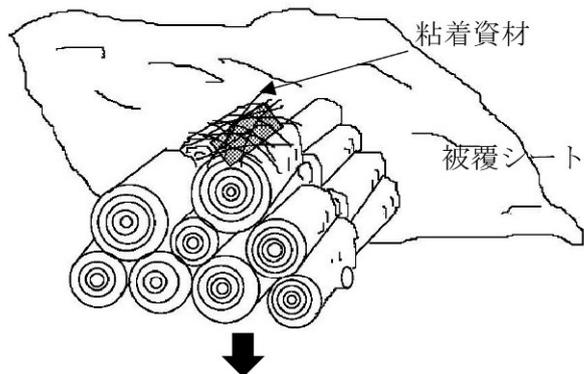
- 8 伐倒した箇所付近にあらかじめ地ならし（2 m²程度）を行い、樹幹、末木枝条を集積すること。
地ならしの際は、被覆シートが破れないように地表部の灌木や突起物を処理しておくこと。

（粘着資材貼付・被覆シート梱包）

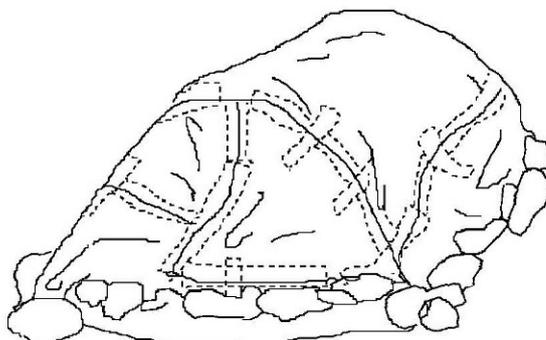
- 9 粘着資材使用量は、丸太材積1 m³当り2枚とする。
- 10 集積した樹幹、末木枝条及び根株に粘着資材貼付後、粘着資材の上部に小枝等を設置、集積の中央部が高くなるよう若干余裕を持たせて被覆シートで梱包し、テープ等で密閉すること。
シートは密封を保つため裾を土石等で押えること。（図-1参照）
- 11 急傾斜地等により転落のおそれがある箇所ではやむを得ず梱包を行う場合には、転落防止策を講じること。
- 12 その他必要事項については監督職員の指示によること。

((図-1) 被害木の梱包 樹幹及び末木枝条)

地表の地ならし後、玉切りした被害木を集積し、上部に粘着資材を貼付け小枝等を設置した後、中央部が高くなるよう若干のゆとりを持たせて被覆シートを被せる。

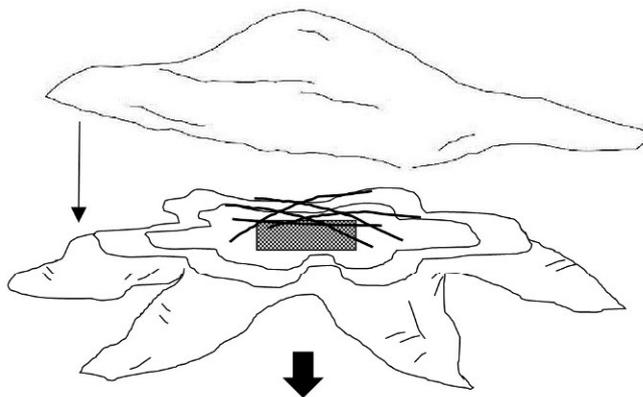


ガムテープを使用し被覆シートで被害木を密封する。
枝条等でシートを破らないよう注意すること。

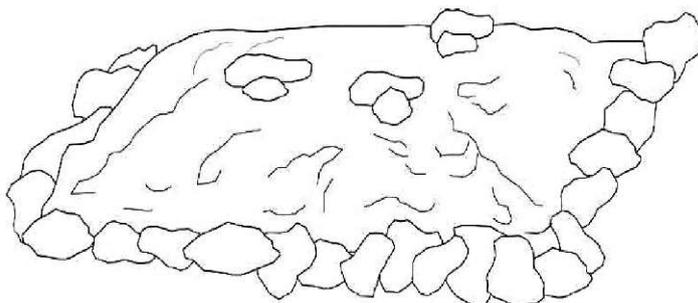


((図-1) 被害木の梱包 根株)

根株の上部に粘着資材を貼付け、小枝等集積した後被覆シートを被せる。



周囲の土石等を用い被覆シートで根株を密封する。



カシノナガキクイムシ駆除（伐倒、集積駆除）
特記仕様書

（被害木の標示）

- 1 被害木はナンバーテープにより標示しているが、疑義があるときは監解く職員の指示に従うこと。

（駆除作業）

- 2 駆除作業は令和8年6月26日までに完了し、監督職員の確認を受けること。

（伐倒作業時の注意事項）

- 3 遊歩道付近における伐倒作業にあたっては、一般の入山者の通行が想定されることから、危険が予測される場合は、必要に応じて注意看板の設置や誘導員の配置等の安全確保に必要な措置を講じること。

（その他）

- 4 その他必要事項に関しては監督職員の指示に従うこと。

カシノナガキクイムシ駆除（伐倒、集積駆除）
資材購入仕様書

1 粘着資材

- ① 用途 カシノナガキクイムシ捕虫
- ② 規格 粘着成分塗布（両面） 50cm×30cm
- ③ 適用木名 コナラ（10本の内2本は枯損木）・シイ（4本の内2本は枯損木）
- ④ 適用病害虫名 カシノナガキクイムシ
- ⑤ 数量 駆除数量13.54m³に必要な数量（標準数量29枚）

2 被覆シート

- ① 材質 低密度ポリエチレン(LDPE)
- ② 規格 白色
厚さ0.1mm×長さ4.0m×幅3.6m
- ③ 数量 被覆数量21.15m³に必要な数量（標準数量40枚）

3 布テープ（梱包用）

- ① 材質 布粘着テープ(再生PET)
- ② 耐荷重 重梱包用
- ③ 規格 段ボール色
幅50mm×長さ25m以上
- ④ 数量 10個

4 注意事項

- (1) 上記の品質・特性を有した物品を購入すること。
- (2) 材料は監督職員の確認を受けてから使用すること。
- (3) 納品書（写）を監督職員に提出すること。
- (4) 材料の輸送にあたっては、破損等に留意し適切に取り扱うこと。
- (5) その他必要事項については監督職員の指示によること。

分任支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局

山口森林管理事務所長 ○○ ○○ 殿

報告者 住所
氏名

作業記録報告書

令和 年 月 日に契約締結した滑山国有林外森林整備事業（造林・保護）及び保護林整備・保全対策事業について、作業を完了したので下記のとおり報告します。

記

- 1 契約に定める駆除作業の内容 カシノナガキクイムシ駆除（伐倒・集積）
- 2 作業記録

作業の内容	実施したもの	実施期間	実施場所	実施数量	作業実施者	摘要

- （注）
- 1 実施した全作業について○印を付し、それぞれの欄に記入する。
 - 2 作業実施者欄は報告者が行った場合のみ記入する。
 - 3 実施した全作業のそれぞれの記録写真を添付する。
 - 4 摘要欄には、粘着資材塗布に監督職員が一部又は全部立会いした年月日等、参考事項を記入する。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局

山口森林管理事務所長

殿

請負者 住所
氏名

使用材料承認願ひ

令和 年 月 日請負契約を締結した森林整備事業について、下記材料を使用いたしますので承認願ひます。

購入先	メーカー又は販売店	規 格

当該請負事業に関連して公表する情報

事業名：滑山国有林外森林整備事業(造林・保護)及び保護林整備・保全対策事業

山口森林管理事務所

作業種	国有林名	林小班	実行面積(ha) 実行距離(km) 実行材積(m³)	作業期間	林分条件					作業手段	作業条件						
					傾斜	植生量	伐採本数(本)	平均直径(cm)	伐採量(m³)		人員輸送距離(往復・km)			通勤時間(往復・分)			
											起点	終点	往復・km	起点	終点	往復・分	
下刈	滑山	10ろ	0.59	R8.10.1~R8.12.10	易	中	-	-	-	機械 (人力併用)	山口市徳地地域交流センター-袖野分館	巢垣林道始点	16.8	山口市徳地地域交流センター-袖野分館	作業場所	39	
		10ほ	1.16		易89% 中11%	中							10ほ林小班			16.4	38
		11ほ1	0.16		中	中							11れ林小班			15.0	36
		11ほ2	0.97		易30% 中70%	易							11か林小班			14.4	36
		11へ	1.34		易43% 中57%	中							11へ林小班			15.6	45
		11ち	1.02		易30% 中70%	易30% 中59% 難11%							11た林小班			15.2	40
		11ね	0.26		中	中31% 難69%							11た林小班			15.2	38
		24は3	1.39		易13% 中68% 難19%	易13% 中87%							24る2林小班			20.0	45
		24は4	1.70		易40% 中60%	中							24は1林小班			18.8	48
		24は5	2.01		易4% 中67% 難29%	中							24は1林小班			21.0	56
		24は6	1.12		中	中16% 難84%							24は1林小班			21.0	55
		24は7	1.06		易50% 中50%	中							24は1林小班			17.0	42
		31ろ2	2.84		中26% 難74%	中18% 難82%							30は2林小班			6.6	45
		計			15.62												
刈出	滑山	15ろ (刈出区1)	0.02	契約締結日の翌日~R8.8.28	中	中	-	-	-	機械 (人力併用)	山口市徳地地域交流センター-袖野分館	15林班飯ヶ岳登山口	21.4	山口市徳地地域交流センター-袖野分館	作業場所	79	
		15ろ (刈出区2)	0.01		易	中	-	-	-							81	
		15ろ (刈出区3)	0.07		中	中	-	-	-							95	
		15ろ (刈出区4)	0.02		中	中	-	-	-							91	
		15ろ (刈出区5)	0.55		易53% 中47%	難34% 中66%	-	-	-							87	
		計			0.67												
歩道修理	滑山	15ろ	1.08	契約締結日の翌日~R8.8.28	易	易	-	-	-	人力	山口市徳地地域交流センター-袖野分館	15林班飯ヶ岳登山口	21.4	山口市徳地地域交流センター-袖野分館	作業場所	84	
計			1.08														
伐倒・集積	滑山	15ろ	6.37	契約締結日の翌日~R8.11.30	中	易	45	16	5.28	機械 (人力併用)	山口市徳地地域交流センター-袖野分館	15林班飯ヶ岳登山口	21.4	山口市徳地地域交流センター-袖野分館	作業場所	89	
計			6.37				45		5.28								
カンノナガキウイムシ駆除(伐倒・集積)	滑山	15い3	5.76	契約締結日の翌日~R8.6.26	中	難	3	58	4.72	機械 (人力併用)	山口市徳地地域交流センター-袖野分館	15林班飯ヶ岳登山口	21.4	山口市徳地地域交流センター-袖野分館	作業場所	70	
		15ろ	7.34		中	易	7	40	6.01							87	
	笠戸島	48へ1	0.44		中	中	4	18	0.35							下松市役所	防長バス停(瀬戸)
計			13.54				14		11.08								

(素材生産及び造林事業)

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
5. 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
6. 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
7. 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
8. 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。
9. 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
10. 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
 - (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
 - (4) 入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
 - (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
 - (8) 入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
 - (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書

- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 11. 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
 - 12. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。
 - 13. 開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち会わない時は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札する。
 - 14. 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
 - 15. 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
 - (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
 - 16. 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格（同評価値）の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
 - 17. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
 - 18. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

19. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
20. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めるときは、入札の執行を中止する。
21. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

入 札 書

入札物件 第 号

事 業 名 滑山国有林外森林整備事業（造林・保護）及び保護林整備・保全対策事業

入 札 金 額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額であるので、契約金額は上記金額に上記金額の10%を加算した金額となること及び入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局山口森林管理事務所長 ○ ○ ○ ○ 殿

入 札 者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

委任状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局山口森林管理事務所長 ○ ○ ○ ○ 殿

委任者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

私は、都合により を代理人と定め、
下記の入札に関する一切の権限を委任します。

記

事 業 名 滑山国有林外森林整備事業（造林・保護）及び保護林整備・保全
対策事業

委任状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局山口森林管理事務所長 ○○ ○○ 殿

(委任者) 所在地(住所)
商号又は名称
代表者役職氏名

私は、下記の者をもって代理人と定め、近畿中国森林管理局山口森林管理事務所における契約について、下記は一切の権限を委任します。

(受任者) 所在地(住所)
商号又は名称
代表者役職氏名

(委任事項)

- 1 入札及び見積に関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付並びに領収に関する件
- 4 代金請求及び領収に関する件
- 5 復代理人の選任及び解任の件
- 6 その他契約履行に関する件

(委任期間)

令和 年 月 日から令和 年 月 日

(注) これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む)があっても差し支えない。